

## 特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する 有識者会議 審議のまとめ（素案）に対する中核市教育長会の意見

義務教育は、全ての児童生徒に対し、社会において自立的に生きる基礎や、国家や社会の形成者として基本的な資質を養うことを目的とするものであり、特異な才能のある児童生徒についても例外ではありません。全ての子供たちが、多様性を認め合い、高め合える包摂的な学校教育環境の中で、社会性を涵養していくという視点をもって、取組を進めることが大切であると考えます。

### ① 特異な才能のある児童生徒の理解のための周知・研修の促進

特異な才能のある児童生徒に対応する教職員が、才能や特性ゆえに学習上、生活上の困難を抱えていることを理解することが前提となるため、まずは全教職員を対象に周知を図るための動画コンテンツや参考資料等の情報提供が期待されます。併せて、教師を対象とした研修を充実させるとともに、教師以外の専門スタッフの育成に向けた研修も重要であると考えます。

### ② 多様な学習の場の充実等

普段過ごす教室での学習にこだわることなく、校内においては、一時的に過ごせる空き教室や学校図書館などを児童生徒の居場所として活用することは効果的だと考えます。その際、児童生徒を見守る人材配置として、特異な才能の児童生徒の抱える困難やその対応について理解し、児童生徒に寄り添ってきめ細かな対応ができる者の配置が必要であると考えます。また、校外においては、児童生徒の特性を的確に把握し、その状況に応じて学びの場を提供する体制づくりが必要です。そして、校内外いずれも、1人1台端末を活用した学習の充実が重要であると考えます。

### ③ 特性等を把握する際のサポート

特異な才能のある児童生徒の中には、様々な障害による学習上又は生活上の困難を併せ有することがある実態が報告されています。そのような児童生徒に対してより適切な支援を行うためには、民間事業者によるアセスメントツールや検査等により把握した特性等の情報について、これまで学校と保護者が共有してきた「個別の教育支援計画」を活用しながら、児童生徒も自らの特性や関心への理解に繋がる情報を共有できるよう、ポートフォリオに蓄積していくことが効果的であると考えます。

### ④ 学校外の機関にアクセスできるようにするための情報集約・提供

学校外のような機関等において提供されている指導・支援に関わる様々なプログラム等の情報が、その対象となる児童生徒及び保護者等に十分に届いていない状況が見られます。国がそれらの情報を集約し、ICTを通して提供される仕組みができれば、児童生徒や教職員が所持する1人1台端末も有効に活用することができると考えます。

### ⑤ 実証研究を通じた実践事例の蓄積

実証研究の実施及び検証について、特に以下の3点について留意する必要があると考えます。

- (1) 特異な才能のある児童生徒をはじめ子供の関心等にあった授業や学習活動を行う上での多様な学びの場の設定やそれに伴う人材の配置について
  - ・多様な学びの場の設定において、各学校の児童生徒数や教職員数、学校施設の状況に大きく影響されることから、学校規模ごとの検証が求められます。また、いずれの学びの場においても、1人1台端末の特性や強みを生かすことが大変重要であり、併せての検証が求められます。
  - ・学校内外における人材の活用については、財源の確保も含めて児童生徒へのサポートが持続可能な体制かどうかを検証する必要があると考えます。
- (2) 保護者や地域社会の理解の醸成について
  - ・特異な才能のある児童生徒への適切な支援のためには、当該児童生徒の保護者だけでなく、全ての児童生徒の保護者や地域社会の理解の醸成が求められます。検証に際しては、理解の醸成に向けた取組のプロセスの明確化、学校や教育委員会、保護者や地域社会の役割の明確化が必要であると考えます。

(3) 学校と学校外との連携について

- 学校における働き方改革が進められる中、学校外との連携そのものが教職員の負担増加とならないよう、関係者それぞれの役割を明確にした適切な連携の在り方について実証研究を進め、検証を行うことが必要であると考えます。